

吸收合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

2023 年 10 月 1 日

株式会社エスクリ

吸收合併に係る事後開示書類
(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項)

2023年10月1日

東京都中央区日本橋小網町6番1号
株式会社エスクリ
代表取締役 渋谷 守浩

当社は、株式会社ストーリアとの間で2023年5月12日付で吸收合併契約を締結し、2023年10月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、株式会社ストーリアを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本件合併」といいます）を行いました。

本件合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 本件合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2023年10月1日

2. 吸收合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

（2）会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

株式会社ストーリアの株主は当社のみであり、当社は株式会社ストーリアの特別支配株主に該当することから、会社法第785条第3項の規定による手続は行っておりません。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

株式会社ストーリアは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第789条）

株式会社ストーリアは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2023年8月15日付で、吸收合併をする旨、当社の商号及び住所、当社及び株式会社ストーリアの計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、官報への掲載により公告し、かつ、2023年8月30日付で、知れている債権者に対し各別に催告を行いましたが、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸收合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件合併は、会社法第796条の2第1項ただし書に規定する場合（簡易吸收合併）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

本件合併は、会社法第797条第1項ただし書に規定する場合（簡易吸収合併）に該当することから、当社に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第799条）

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年8月15日付の官報及び電子公告にて、吸収合併をする旨、株式会社ストーリアの商号及び住所、当社及び株式会社ストーリアの計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしましたが、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本件合併の効力発生日である2023年10月1日をもって、株式会社ストーリアからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）（会社法施行規則第200条第5号）

別紙に記載のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

本件合併の効力発生日である2023年10月1日から14日以内に行う予定です。

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

株式会社ストーリアは、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、本件合併に係る吸収合併契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本件合併を行いました。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

吸收合併に係る事前開示書面

2023年5月30日

株式会社エスクリ

株式会社ストーリア

吸收合併に係る事前開示書面

(存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

2023年5月30日

東京都中央区日本橋小網町6番1号

株式会社エスクリ

代表取締役 渋谷 守浩

東京都中央区日本橋小網町6番1号

株式会社ストーリア

代表取締役 岩本 博

株式会社エスクリ（以下「存続会社」といいます）と株式会社ストーリア（以下「消滅会社」といいます）は、2023年5月12日、合併契約を締結し、2023年10月1日を効力発生日とし、吸收合併（以下「本件合併」といいます）を行うことといたしました。

本件合併に関し、会社法及び会社法施行規則に定める事項は、以下のとおりです。

1. 合併契約の内容

別紙1記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

存続会社と消滅会社は完全親子会社の関係にあり、本件合併において株式その他金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はございません。

4. 消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はございません。

5. 計算書類に関する事項

【存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はございません。

【消滅会社】

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等
別紙3記載のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当事項はございません。
- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件合併の効力発生後の存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本件合併後における存続会社の債務について履行の見込みはあると判断しております。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示します。

以上

別紙1 合併契約書（写）

別紙1

吸収合併契約書

株式会社エスクリ（以下「甲」という。）及び株式会社ストーリア（以下「乙」という。）は、2023年5月12日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

（商号）株式会社エスクリ

（住所）東京都中央区日本橋小網町6番1号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

（商号）株式会社ストーリア

（住所）東京都中央区日本橋小網町6番1号

第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併に際して乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年10月1日とする。但し、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議等）

1. 本合併は、会社法第796条第2項の簡易合併にて行う。
2. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する甲の種類株主総会決議を求める。
3. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第7条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくはそのおそれが生じた場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（本合併の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲の種類株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有する。

2023年5月12日

甲： 東京都中央区日本橋小網町6番1号
株式会社エスクリ
代表取締役 渋谷 守浩 印

乙： 東京都中央区日本橋小網町6番1号
株式会社ストーリア
代表取締役 岩本 博 印

別紙2 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(2023年3月期計算書類等添付)

事業報告（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）におけるわが国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響は残るもの、行動制限や海外渡航制限の緩和等、ウィズコロナの生活様式の浸透により正常な経済活動へ回復の傾向が見られましたが、世界的な資源・エネルギーの価格高騰や物価上昇、金融資本市場の変動等の影響により、景気は依然として先行きの不透明な状況が続いております。

このような環境のなか、当社グループは、ブライダルマーケットにおけるシェア拡大戦略を展開すべく、施設のスタイルにこだわらず、東京23区及び政令指定都市を中心とした利便性の高い場所で挙式・披露宴を運営する当社のほか、店舗・オフィスの設計施工、建築用コンテナの企画・販売・施工、建材・古材の販売など建築不動産に関するソリューションを提供し、またグループ内施設の内装工事を担う株式会社渋谷を主軸にグループ経営を推進する体制を強化し、連結業績の最大化に向け継続して取り組んでおります。

当連結会計年度の経営成績は、売上高24,129百万円（前期比8.5%増）、営業利益210百万円（前期は1,376百万円の損失）、経常利益452百万円（前期は458百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益168百万円（前期比64.8%減）となりました。

なお、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に備えて、2022年6月にコミットメントライン契約（極度金額6,000百万円）を締結し、引き続き安定した資金調達手段を確保しております。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(ブライダル関連事業)

新型コロナウイルス感染症の影響は残るもの、政府・自治体からの制限要請（酒類提供の禁止、収容人数制限等）の無い基本的な感染防止対策を継続した状態で挙式・披露宴を実施してまいりました。新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には至らなかったものの、前年同期と比較して施行単価が増加したことにより、前年同期比では増収となり、ブライダル関連事業の売上高は21,233百万円（前期比14.0%増）、セグメント利益は1,331百万円（前期は178百万円の損失）となりました。

(建築不動産関連事業)

工事の取り扱いが想定より下回ったことによる売上高減少に加え、資材価格高騰の影響により調達コストが増加し、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、資材調達遅れや工程変更も発生したことにより工事原価が大幅に増加いたしました。結果、建築不動産関連事業の売上高は2,895百万円（前期比19.9%減）、セグメント損失は282百万円（前期は285百万円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は335百万円で、その主なものは、挙式・披露宴施設によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金として金融機関から800百万円の借入により資金調達をいたしました。

(4) 財産及び損益の状況

区分	第17期 (2020年3月期)	第18期 (2021年3月期)	第19期 (2022年3月期)	第20期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高(千円)	31,430,384	12,941,549	22,242,375	24,129,054
営業利益又は営業損失(△)(千円)	1,546,777	△6,401,044	△1,376,001	210,920
経常利益又は経常損失(△)(千円)	1,499,314	△6,684,158	△458,613	452,810
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	455,866	△5,416,574	477,676	168,094
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	38.79	△419.99	18.70	△4.21
純資産(千円)	7,478,971	5,565,018	5,928,583	5,870,025
総資産(千円)	23,228,775	26,142,802	24,584,551	22,985,116

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社渋谷	80,000千円	100.0%	建築不動産関連事業

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

区分	主な事業内容
ブライダル関連事業	挙式・披露宴の企画及び運営・宿泊サービス・宴会サービスの提供等
建築不動産関連事業	内外装工事の請負及び設計監理・不動産事業等

(7) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社 東京都中央区
営業拠点



② 子会社

・株式会社渋谷 奈良県桜井市

(8) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数
ブライダル関連事業	755名 (310名)
建築不動産関連事業	48名 (0名)
全社(共通)	28名 (0名)
合計	831名 (310名)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数は常勤の就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	240名 (66名)	27名減	37.6歳	6.2年
女性	543名 (244名)	42名減	31.9歳	5.9年
合計又は平均	783名 (310名)	69名減	33.6歳	6.0年

区分	従業員数
ブライダル関連事業	755名 (310名)
全社(共通)	28名 (0名)
合計	783名 (310名)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数は常勤の就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,668,781千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,491,875千円
株式会社商工組合中央金庫	1,245,514千円
株式会社みずほ銀行	1,224,000千円
株式会社千葉銀行	522,270千円
株式会社広島銀行	425,200千円

- (注) 1. 上記金額には、社債の未償還残高を含めております。
 2. 当社及び当社グループにおいては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額 | 7,900,000千円 |
| 借入実行残高 | 4,404,000千円 |
| 差引額 | 3,496,000千円 |

(10) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業セグメントが属するブライダル業界では、ターゲット顧客層である結婚適齢期人口の減少や未婚率の上昇、及び披露宴の少人数化に伴う組単価の低下や他分野の事業会社の新規参入等、ますます競合状況が激しくなっております。そのような業界状況のなか、当社グループが顧客からの支持を着実に獲得し、中長期的に企業価値を高めるために、以下の課題に対処してまいります。

1. 感染症による影響に対する取り組み

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響は依然として先行き不透明な状況が続いているものの、挙式・披露宴においては、キャンセル数は少なく、高い挙式実施率で進捗しております。2023年3月期において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたものの、感染やワクチン接種により免疫を持つ人が増えたことで感染者数は減少しており、今後も徐々に受注状況が回復するものと想定しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により、受注の減少、挙式・披露宴の日程変更及びキャンセルの発生により売上高が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化に備え、当面の成長投資を抑制し、金融機関からの借入等による資金調達によって手元流動性を高めるとともに、家賃・人件費等、事業推進に係る運転資金は十分に確保しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び従業員の安全を考慮し、始業前及び実務開始前の検温、出退勤時のマスク着用、手洗い等を義務づけております。各婚礼施設においては、各所への消毒用アルコールの準備、定期的な設備の除菌と清掃等、衛生管理の徹底に努めながら運営してまいります。

2. 人材の確保と育成

当社グループは、今後のさらなる事業拡大を目指す上で、優秀な人材の確保及びその人材の育成が重要な経営課題であると認識しております。人材確保においては、新卒採用及び中途採用を積極的に実施し、当社グループの経営方針に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用と、従業員のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築が必要と考えております。特に、ブライダル関連事業における人材の育成については、接客に関するデータの定量的な分析に基づく課題抽出及び対策、高い接客力を有する人材の接客ノウハウの共有、定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに的確に対応できる接客力を向上させてまいります。

3. ブライダル事業における新たな収益モデルの確立

当社グループは、直営施設の出店を今後もすすめてまいりますが、一方でこれまでのノウハウを活かしたブライダルマーケットにおける新たな収益モデルを確立することも重要な経営課題と認識しております。新型コロナウイルス感染症拡大に伴って自社開発したWEBツール「アニクリLive」や「アニクリWEBご祝儀」などをはじめとしたウェディング・テックサービスの拡大、発展に加え、装置産業型の投資回収を必要としないビジネスモデルの確立などを検討してまいります。

4. ブライダル事業以外の事業展開

当社グループは、ブライダル関連事業の売上比率が連結売上高の約8割を占めており、ブライダル関連事業の拡大と並行して、ブライダルに次ぐ事業の柱を育成することが必要であると認識しております。当社グループの創造力豊かなスタッフの力を最大限に活かして、業界研究や事業構造分析をすすめ、事業展開の可能性を検討してまいります。

5. 内部管理体制の充実

当社グループは、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、事業規模の拡大に対応した内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、ブライダル関連事業において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言等の再発令並びに政府・自治体からの制限要請等により、業績に重要な影響を及ぼしました。業績は回復傾向にあるものの、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと判断しております。

当社では、業績を回復・改善させるには一定期間を要するものと見込んでおりますが、安定的な事業継続に必要な資金を確保する体制を構築していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 45,648,000株
A種種類株式 3,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 13,786,500株 (自己株式277,965株を含む)
A種種類株式 3,000株
- (3) 株主数 普通株式 7,352名
A種種類株式 1名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
SBIファイナンシャルサービスシーズ株式会社	1,800,000株	13.32%
株式会社ティーケーピー	1,700,000株	12.58%
岩本博	1,029,900株	7.62%
渋谷守浩	775,500株	5.74%
株式会社ブロックス	600,000株	4.44%
INTERACTIVE BROKERS LLC	523,100株	3.87%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	406,800株	3.01%
SMBCB日興証券株式会社	259,000株	1.92%
株式会社SHIBUTANIホールディングス	250,000株	1.85%
岩真弓	180,000株	1.33%

(注) 持株比率は自己株式(277,965株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権の状況

(1) 当事業年度末における当社役員が有する業務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2023年3月31日現在)

	名称	保有者数	行使価額	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	権利行使期間
取締役	2013年6月25日開催の定時株主総会決議による新株予約権	1名	1,013円	25個	普通株式 2,500株	2016年3月29日から 2023年6月25日まで

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の相続人は、本新株予約権を使用することができないものとする。

2. 保有者に社外取締役及び監査等委員は含まれおりません。

3. 新株予約権1個あたりの発行価額はすべて無償であります。

(2) 当事業年度中に当社従業員、子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
岩本 博	取締役会長ファウンダー	株式会社ビーロット社外取締役
渋谷 守浩	代表取締役社長CEO	株式会社渋谷代表取締役会長兼社長 SHIBUTANI エステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長
吉瀬 格	取締役 CFO	—
河野 貴輝	取締役	株式会社ティーケーピー代表取締役社長CEO兼COO
後藤 健	取締役 (監査等委員)	SBIインベストメント株式会社取締役執行役員副社長 SBI地域活性化支援株式会社代表取締役 SBI大学発ベンチャー育成支援株式会社代表取締役
木村 喬	取締役 (監査等委員)	やまと税理士法人代表社員 株式会社ベルウェザー代表取締役 やまと監査法人代表社員
角野 里奈	取締役 (監査等委員)	八面六臂株式会社常勤監査役 角野里奈公認会計士事務所所長

(注) 1. 取締役河野貴輝氏並びに監査等委員である取締役後藤健氏、木村喬氏及び角野里奈氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、監査等委員の3名中3名が社外取締役であり、かつ、独立役員として届出しており、社外取締役としての独立性を重視していること、取締役との活発な意見交換・内部監査部門との連携ができていること、必要に応じて監査等委員が取締役会以外の重要な会議に出席できる体制ができていることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

3. 監査等委員である取締役後藤健氏、木村喬氏及び角野里奈氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

4. 監査等委員である取締役角野里奈氏の戸籍上の氏名は岡田里奈であります。

5. 監査等委員である取締役木村喬氏及び角野里奈氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款第32条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

7. 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要

当社は、当社及び当子会社の全ての取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員等としての職務の執行（不作為を含む）に起因して第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害や争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的な違法行為を行った役員等自身の損害等は補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担しています。

(2) 取締役の報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）に関する事項

（i）決定方針の決定の方法

当社は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会による審議を行った上で、同委員会の答申を踏まえ、取締役会決議によって決定しております。

（ii）決定方針の内容の概要

・基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、原則、固定報酬のみとし、個人別の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

・固定報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬は、月毎に固定額を支払う基本報酬のみとする。基本報酬の額は、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価及び従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会で審議し、同委員会から答申を受けた取締役会が当該答申に基づき決定するものとする。

(iii) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も、同委員会の答申内容に基づき、個人別の報酬等の内容が、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価及び従業員給与の水準等を考慮して決定されていることを確認しているため、当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等に関する株主総会決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年6月23日開催の定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議されております（使用人分給与は含まない）。監査等委員である取締役の報酬額は、2021年6月23日開催の定時株主総会において、年額25百万円以内と決議されております。なお、当該株主総会決議時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の数は4名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の数は3名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	113,150千円 (3,600千円)	113,150千円 (3,600千円)	— (—)	— (—)	4人 (1人)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	13,200千円 (13,200千円)	13,200千円 (13,200千円)	— (—)	— (—)	3人 (3人)
合計 (うち社外役員)	126,350千円 (16,800千円)	126,350千円 (16,800千円)	— (—)	— (—)	7人 (4人)

(注) 当社は、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

(3) 社外役員に関する事項

主な活動状況

氏 名	取締役会	監査等委員会	活 動 状 況
	出席回数	出席回数	
取締役 河野貴輝	16回/16回中	—	事業経営に関する豊富な経験や見識に基づき、社会情勢の変化を精緻に把握しながら積極的に発言する等、多角的な視点から、取締役会において適宜、助言、提案等を行っております。
取締役(監査等委員)後藤健	16回/16回中	17回/17回中	培ってきた事業経営の知見・経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員)木村喬	16回/16回中	17回/17回中	公認会計士及び税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員)角野里奈	15回/16回中	17回/17回中	公認会計士としての専門的見地から、事業内容に関する事項など広範にわたり適宜発言や質問を行っております。また、監査等委員会において、主に業務監査の状況に関して適宜必要な発言を行っております。

- (注) 1. 「取締役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
 2. 当社では、原則、取締役に対し事前に議案資料を送付しております。また、やむを得ず欠席することとなった取締役に対しては、都度速やかに議事の内容を報告し、個別に意見の聴取を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45,000千円
上記以外の業務に基づく報酬	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制について以下のとおり整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに一定の重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
- (3) 取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
- (4) 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
- (5) 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
- (6) 取締役及び使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、内部通報規程に従い報告する。
- (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、総務部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生の可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、「危機管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論、審議にあたる。また、重要な経営事項については、代表取締役や業務執行取締役や執行役員等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会又は経営会議において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ全体での会議を定期的に開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施するとともに、内部通報制度を整備する。

6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととする。

(2) 前号の取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事については、取締役会と監査等委員会と意見交換を行い決定する。

(3) 第1号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、監査等委員である取締役の指示にのみ従い、監査等委員でない取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

(4) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。また、内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況及び業務の状況を監査等委員会に報告する。さらに、内部通報があった場合、内部通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査等委員会に報告する。

(5) 当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制

当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。

(6) 第4号及び第5号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した当社又は子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。

(7) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

当社の監査等委員が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

(8) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対して詳細に説明することとする。監査等委員は、会計監査人及び管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。
- (2) 内部監査を担当する部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も断固として排除し、かつ、それらからの要求も断固として拒否する。警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が16回出席いたしました。その他、監査等委員会は17回開催いたしました。

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、積極的な投資による持続的な利益成長と事業規模の拡大が株主共通の利益に資すると考えております。一方で、株主に対する利益還元も重要な経営課題と認識しております。中長期的な利益配分に関しては、将来の利益成長及び事業規模の拡大のための投資を積極的に行うべく、財務基盤の強化のための内部留保の確保を図るとともに、適切な自己資本利益率の維持を考慮し、利益成長に伴う増配及び配当性向の向上を目指していく所存であります。

当連結会計年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が依然残り、2020年以前の売上高には未だ遠いものの、黒字化を達成いたしました。しかしながら、未だ先行きが見通せない状況下において、経営の安定を図るためには、慎重な財務管理が求められます。世界的な景気後退や原材料価格の高騰等により、経営環境が依然として厳しい状況が続いており、将来における事業継続のためにも、財務基盤の安定化を図ることが現状において最優先課題であるとの考え方から、中間配当及び期末配当を無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額、数値及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	7,686,671	流動負債	10,850,761
現金及び預金	5,406,693	支払手形及び買掛金	928,096
受取手形	1,929	短期借入金	4,854,000
売掛金	151,020	1年内返済予定の長期借入金	1,135,841
完成工事未収入金	430,354	未払金	740,583
契約資産	62,216	前受金	26,971
販売用不動産	354,748	未払法人税等	30,878
商品及び製品	323,323	契約負債	1,448,991
原材料及び貯蔵品	58,247	資産除去債務	118,266
未成工事支出金	109,005	その他の	1,567,131
その他の	828,939	固定負債	6,264,330
貸倒引当金	△39,806	社債	150,000
固定資産	15,298,445	長期借入金	3,303,573
有形固定資産	6,697,187	リース債務	287,670
建物及び構築物	5,374,282	資産除去債務	2,355,753
工具、器具及び備品	342,309	その他の	167,333
土地	671,169	負債合計	17,115,091
リース資産	223,448	純資産の部	
建設仮勘定	69,864	株主資本	5,897,638
その他の	16,112	資本剰余金	50,000
無形固定資産	97,375	利益剰余金	4,613,178
その他の	97,375	自己株式	1,426,965
投資その他の資産	8,503,883	その他の包括利益累計額	△192,505
敷金及び保証金	3,665,000	その他有価証券評価差額金	△28,800
繰延税金資産	4,573,725	為替換算調整勘定	△920
その他の	308,705	新株予約権	△27,880
貸倒引当金	△43,548	純資産合計	1,187
資産合計	22,985,116	負債純資産合計	5,870,025
			22,985,116

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目					金額
売上高	原価	利	益		24,129,054
売上	原	利	益		10,217,024
販売費及び営業費用	総理の成用	費	益		13,912,030
営業外収益差	替調整の成	益	益		13,701,110
為助雇用	金助成	益	益		210,920
営業外費用	支払手数	用	息料		14,574
支払融資	手数	利	料		218,194
支払融資	手数	用	他		149,050
支払融資	手数	利	他		22,067
支払融資	手数	用	他		76,781
支払融資	手数	利	他		7,661
支払融資	手数	用	他		73,019
支払融資	手数	利	他		4,534
常利		益			403,886
別利		益			161,996
新株予約権	戻入	益			452,810
別損失		益			784
固定資産	売却	却損	損失		784
減損		損失			2,976
関係会社	株式評価	損失	損失		140,985
税金等調整前	当期純利益				75,102
法人税、住民税	及び事業税				219,065
法人税等	調整額				234,529
当期純利益					32,378
親会社株主に帰属する当期純利益					34,056
					66,434
					168,094
					168,094

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	50,000	4,613,178	1,483,871	△192,505	5,954,544
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△225,000		△225,000
親会社株主に帰属する当期純利益			168,094		168,094
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 变 動 額 (純 額)					
当 期 变 動 額 合 計	—	—	△56,905	—	△56,905
当 期 末 残 高	50,000	4,613,178	1,426,965	△192,505	5,897,638

	その他の包括利益累計額			新 株 予 约 権	純 資 産 合 計
	その他の有価証券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	85	△28,017	△27,932	1,971	5,928,583
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△225,000
親会社株主に帰属する当期純利益					168,094
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 变 勤 額 (純 額)	△1,005	137	△868	△784	△1,652
当 期 变 勤 額 合 計	△1,005	137	△868	△784	△58,558
当 期 末 残 高	△920	△27,880	△28,800	1,187	5,870,025

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

株式会社渋谷

S H I B U T A N I エステート・パートナーズ株式会社

E S C R I T H A W A I I I N C.

愛思禮婚禮股份有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社ストーリア

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称等

持分法非適用の会社等 1社

主要な会社等の名称

株式会社ストーリア

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③棚卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品及び製品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、ブライダル事業用の定期借地契約による借地上の建物、及び賃貸契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存

期間、及び賃貸借期間、残存簿価を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～35年

工具、器具及び備品 2～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

収益の認識方法（5ステップアプローチ）

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。）を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

プライダルサービスの提供による収益は、挙式披露宴サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、挙式施行時に収益を認識しております。

建築サービスの提供による収益は、施工中の物件等を他の顧客又は別の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有します。そのため、工事の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、完成までに要する進捗度を合理的に測定できる場合には、原価比例法（期末における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額）で収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約ごとに金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしており、有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

①繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,573,725千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上しています。

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、会計上の見積りを行っております。

回収が見込まれる金額の算定において、将来の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）に基づく、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジューリングは、以下の仮定をおいて見積もっています。

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響は依然として先行き不透明な状況が続いているものの、挙式・披露宴においては、キャンセル数は少なく、高い挙式実施率で進捗しております。2023年3月期において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたものの、感染やワクチン接種により免疫を持つ人が増えたことで感染者数は減少しており、今後も徐々に受注状況が回復するものと想定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、新型コロナウイルス感染症拡大により、今後も様々な影響が顕在化することが懸念され、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

②ブライダル事業に係る資産の減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 6,697,187千円

無形固定資産 97,375千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、ブライダル事業を営むために、内装備品などの資産を保有しています。

このブライダル事業の資産グループについては、当連結会計年度において、「連結損益計算書関係」の注記事項「減損損失の内容」に記載のとおり、正味売却価額を回収可能価額として、減損損失140,985千円を認識しています。

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたっては、資産のグループ化を行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値のいずれか大きい金額で算定しております。正味売却価額は不動産鑑定評価書等で評価を実施しています。また、使用価値は割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定しており、算定に際しては、資産の耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、事業計画や市場環境の変化により、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,548,404千円

2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資その他の資産のその他（株式） 98,466千円

3. 当社及び連結子会社（株式会社渋谷）においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	7,900,000千円
借入実行残高	4,404,000千円
差引額	3,496,000千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

工事損失引当金繰入額 186,852千円

2. 減損損失の内容

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
ア・ヴェール・ブランシェ	事業用資産	建物及び構築物他	140,985千円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業拠点毎に資産のグルーピングを行っております。

事業の撤退が決定した拠点について将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、

当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物 139,145千円

工具、器具及び備品 1,840千円

合計 140,985千円

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その価額は譲渡予定価額により算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	13,786,500株	—	—	13,786,500株
A種種類株式	3,000株	—	—	3,000株
合計	13,789,500株	—	—	13,789,500株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	A種種類株式	112,500千円	37,500.00円	2022年3月31日	2022年7月15日
2022年9月27日 取締役会	A種種類株式	112,500千円	37,500.00円	2022年9月30日	2022年10月14日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	A種種類株式	112,500千円	37,500.00円	2023年3月31日	2023年7月14日

3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 11,200株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主にブライダル事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、リスクヘッジ目的のみに利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては経理部において、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、経理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

これらの営業債務、社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰り計画を作成、更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	3,665,000	3,568,534	△96,466
資産計	3,665,000	3,568,534	△96,466
(1)社債（注1）	210,000	208,634	△1,365
(2)長期借入金（注2）	4,439,414	4,475,744	36,330
(3)リース債務（注3）	372,448	370,389	△2,059
負債計	5,021,862	5,054,768	32,905

(注) 1. 1年内償還予定の社債は、社債に含めております。

2. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

3. リース債務は流動負債に計上されるリース債務と固定負債に計上されるリース債務の合計であります。

4. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「完成工事未収入金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,406,693	—	—	—
受取手形	1,929	—	—	—
売掛金	151,020	—	—	—
完成工事未収入金	430,354	—	—	—
敷金及び保証金	181,185	1,544,877	1,165,084	773,852
合計	6,055,840	1,544,877	1,165,084	773,852

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	4,854,000	—	—	—	—	—
社債	60,000	60,000	60,000	30,000	—	—
長期借入金	1,135,841	1,003,154	704,392	587,710	362,174	646,143
リース債務	84,778	84,883	71,848	43,706	45,610	41,622
合計	6,134,619	1,148,037	836,240	661,416	407,784	687,765

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	3,568,534	—	3,568,534
資産計	—	3,568,534	—	3,568,534
(1)社債	—	208,634	—	208,634
(2)長期借入金	—	4,475,744	—	4,475,744
(3)リース債務	—	370,389	—	370,389
負債計	—	5,054,768	—	5,054,768

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金敷金の返還予定期間に分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	プライダル関連	建築不動産関連	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	802,483	802,483
一時点で移転される財又はサービス	21,020,176	2,033,677	23,053,853
顧客との契約から生じる収益	21,020,176	2,836,161	23,856,337
その他の収益	213,020	59,697	272,717
外部顧客への売上高	21,233,196	2,895,858	24,129,054

(注) 契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一時点で移転される財又はサービスの金額に含めて記載しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)、4. 会計方針に関する事項、(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	527,265	583,304
契約資産	176,458	62,216
契約負債	1,606,727	1,448,991

契約資産は、工事契約において、期末日時点で収益を認識した未請求の工事契約に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、ブライダル契約において施行前に受領した手付金、半金、残金、及び工事契約において、契約条件により受領した前受金等について、履行義務が未充足の部分に係るものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,473,137千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が114,242千円減少した主な理由は、工事の進捗及び新規受注による増加及び工事完成による減少であり、これによりそれぞれ、62,216千円増加し、176,458千円減少しております。また、当連結会計年度において、契約負債が157,735千円減少した主な理由は、ブライダルサービスの受注残の増加及び挙式・披露宴サービスの提供による減少であり、これによりそれぞれ、21,858,714千円増加し、22,016,450千円減少しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度末
1年以内	442,620
1年超	—
合計	442,620

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 204円04銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 4円21銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1) 長期借入金のうち200,000千円（2020年3月31日付金銭消費貸借契約）には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。
- ② 各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

なお、①については、前連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりましたが、主要取引銀行と緊密な関係を維持し、継続的な支援を得ているため、期限の利益喪失請求権の権利行使は受けしておりません。

(2) 短期借入金のうち3,504,000千円（2021年6月30日付コミットメントライン契約）には、下記の財務制限条項が付されております。

2023年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の金額を負の値としないこと。

計算書類

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	5,156,363	流動負債	9,593,422
現金及び預金	4,409,866	買掛金	733,795
売掛金	115,343	1年内返済予定の長期借入金	651,182
原材料及び貯蔵品	137,884	リース債務	84,778
前払費用	333,221	未払短期借入金	729,633
その他の	196,532	未払法人税等	4,854,000
貸倒引当金	△36,483	未払消費税等	565,003
固定資産	15,545,885	未前契約負債	28,699
有形固定資産	5,984,156	資産除去看債	220,068
建物	4,912,088	預りの	26,831
構築物	225,204	その他の	1,418,053
工具、器具及び備品	338,115	固定負債	118,266
土地	262,604	社債	74,285
リース資産	237,977	長期借入金	88,824
その他の	8,166	一時預金	5,509,968
無形固定資産	90,340	資産除去看債	150,000
ソフトウエア	71,517	の	2,614,925
その他の	18,822	株主資本	285,001
投資その他の資産	9,471,388	資本金	2,306,260
投資有価証券	34,149	資本剰余金	153,780
関係会社株式	1,404,684	資本準備金	
長期前払費用	268	その他資本剰余金	
敷金及び保証金	3,648,588	利益剰余金	5,598,793
繰延税金資産	4,368,817	その他利益剰余金	50,000
その他の	32,145	繰越利益剰余金	4,613,178
貸倒引当金	△17,265	自己株式	50,000
資産合計	20,702,249	評価・換算差額等	1,128,120
		その他有価証券評価差額金	1,128,120
		新株予約権	1,128,120
		純資産合計	△192,505
			△1,122
			△1,122
			1,187
		負債純資産合計	5,598,858
			20,702,249

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金額
売上高					21,233,196
売上原価					7,501,509
売上総利					13,731,686
販売費及び一般管理費					13,253,072
営業利益					478,613
営業外収益					
受取利息及び受取配当金					167
雇用調整助成金					149,050
助成金の収入他					218,094
その他					40,889
営業外費用					408,200
支払利息					72,213
支払手数料					7,661
融資手数料					73,019
その他					3,290
特経常利益					156,184
特新株別利益					730,629
特別損失					784
固定資産売却損					2,976
減損					140,985
関係会社株式評価損					75,102
税引前当期純利益					219,065
法人税、住民税及び事業税					512,348
法人税等調整額					28,699
当期純利益					104,619
					133,319
					379,029

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本				利益剰余金	
	資本剰余金		資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
	資本準備金	その他資本剰余金				
当期首残高	50,000	50,000	4,563,178	4,613,178	974,090	974,090
当期変動額						
剰余金の配当				—	△225,000	△225,000
当期純利益				—	379,029	379,029
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	154,029	154,029
当期末残高	50,000	50,000	4,563,178	4,613,178	1,128,120	1,128,120

	株主資本		評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	△192,505	5,444,763	△1,386	1,971	5,445,348
当期変動額					
剰余金の配当		△225,000			△225,000
当期純利益		379,029			379,029
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			264	△784	△519
当期変動額合計	—	154,029	264	△784	153,509
当期末残高	△192,505	5,598,793	△1,122	1,187	5,598,858

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. 業務資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、ブライダル事業用の定期借地権契約による借地上の建物、及び賃貸借契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、及び賃貸借期間、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～30年

構築物 6年～20年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準

収益の認識方法（5ステップアプローチ）

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。）を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

ブライダルサービスの提供による収益は、挙式披露宴サービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、挙式施行時に収益を認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金の利息

(3) ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約ごとに金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており、有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準等」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

① 繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,368,817千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「注記事項（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

② プライダル事業に係る資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

有形固定資産 5,984,156千円

無形固定資産 90,340千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「注記事項（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

13,108,669千円

2. 当社は運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末のコミットメントライン契約による借入未実行残高は以下のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額

7,100,000千円

借入実行残高

4,404,000千円

差引額

2,696,000千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	110千円
関係会社に対する短期金銭債務	32,131千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

売上原価	164,609千円
販売費及び一般管理費	190,851千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	277,965株	—	—	277,965株

(税効果会計に関する注記)

1. 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

總延税金資産（固定）	
減価償却超過額	1,544,549千円
未払賞与	67,225千円
未払事業所税	15,266千円
資産除去債務	838,641千円
税務上の繰越欠損金	1,987,634千円
リース債務	115,592千円
関係会社株式評価損	65,828千円
貸倒引当金	18,591千円
その他	95,928千円
小計	4,749,259千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△81,588千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
小計	△81,588千円
總延税金資産（固定）計	4,667,671千円
總延税金負債（固定）	
資産除去債務	226,522千円
リース資産	72,328千円
その他	3千円
總延税金負債（固定）計	298,854千円
總延税金資産（固定）の純額	4,368,817千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	34.59%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.01%
評価性引当額の増減額	△15.20%
住民税均等割	5.60%
その他	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.02%

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社渋谷	(所有) 直接 100.0%	役員の兼任 備品のリース 建築・内装工事の発注 衣裳の発注 建物管理 店舗開発サポート	建築・内装工事の発注	53,238千円	未払金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 子会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 183円97銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 11円40銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1) 長期借入金のうち200,000千円（2020年3月31日付金銭消費貸借契約）には、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各事業年度の末において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。
- ② 各事業年度の末において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

なお、①については、前連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりましたが、主要取引銀行と緊密な関係を維持し、継続的な支援を得ているため、期限の利益喪失請求権の権利行使は受けておりません。

(2) 短期借入金のうち3,504,000千円（2021年6月30日付コミットメントライン契約）には、下記の財務制限条項が付されております。

2023年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の金額を負の値としないこと。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社 エスクリ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中川正行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 萬政広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスクリの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社 エスクリ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中川正行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 萬政広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスクリの2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社エスクリ 監査等委員会

監査等委員 角野 里奈 印

監査等委員 後藤 健 印

監査等委員 木村 喬 印

(注) 監査等委員角野里奈、後藤健および木村喬は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

別紙3 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(2023年3月期計算書類等添付)

(資料：ストーリアの最終事業年度に係る計算書類等)

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、100%出資親会社の株式会社エスクリが運営する「パラツツオ ドゥカーレ麻布」の建物賃貸を行っております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はございません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はございません。

(4) 対処すべき課題について

引き続き当該不動産管理等を安定させる体制維持が主たる課題と考えております。

2. 株式の状況（2023年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 800株

(2) 発行済株式の総数 350株

(3) 株主数 1名

(4) 大株主

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エ ス ク リ	350株	100%

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	岩 本 博	株式会社エスクリ 取締役会長ファウンダー

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はございません。

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	37,089	流 動 負 債	21,275
現 金 及 び 預 金	12,825	未 払 金	110
前 払 費 用	19,800	未 払 法 人 税 等	265
未 収 入 金	100	前 受 金	20,900
固 定 資 産 除 去 債 務		58,923	58,923
未 収 消 費 税 等	4,363	負 債 合 計	80,198
固 定 資 產	141,600	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 產	141,600	株 主 資 本	98,490
差 入 保 証 金	126,000	資 本 金	32,964
長 期 前 払 費 用	15,600	利 益 剰 余 金	65,526
資 產 合 計	178,689	その 他 利 益 剰 余 金	65,526
		繰 越 利 益 剰 余 金	65,526
		純 資 產 合 計	98,490
		負 債 純 資 產 合 計	178,689

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目			金 額	
売 上	高 価			237,000
売 上 原				218,400
売 上 総	利 益			18,600
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費 利 益			2,109
営 営 業	利 益			16,490
営 営 業 外 収 取	益 利 息 入		0	
受 雜 取	利 收 取		19	19
営 営 業 外 費 用	用 損 利 益		0	0
雜 経 常 損	利 益			16,510
税 法 引 前 当 期 人	純 税 利 益			16,510
当 期	純 利 益 等			265
				16,244

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本			株主資本合計	純資産合計		
	資本	利益剰余金					
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	32,964	49,281	49,281	82,245	82,245		
当期変動額							
当期純利益		16,244	16,244	16,244	16,244		
当期変動額合計	—	16,244	16,244	16,244	16,244		
当期末残高	32,964	65,526	65,526	98,490	98,490		

個別注記表（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

II. 貸借対照表等に関する注記

有形固定資産の減損損失累計額 150,637千円

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数 350株